

租税特別措置法施行令第 26 条の 27 の 2 第 1 項の規定に基づき厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組

(平成 28 年厚生労働省告示第 181 号)

(最終改正：令和 2 年 4 月 1 日)

租税特別措置法施行令（昭和 32 年政令第 43 号）第 26 条の 27 の 2 第 1 項の規定により厚生労働大臣が定める健康の保持増進及び疾病の予防への取組は、次に掲げるものとする。

- 一 租税特別措置法（昭和 32 年法律第 26 号）第 41 条の 17 第 1 項に規定する医療保険各法等の規定に基づき健康の保持増進のために必要な事業として行われる健康診査又は健康増進法（平成 14 年法律第 103 号）第 19 条の 2 の規定に基づき健康増進事業として行われる健康診査

(注)「医療保険各法等」とは、高齢者の医療の確保に関する法律第 7 条第 1 項に規定する医療保険各法及び高齢者の医療の確保に関する法律をいい、同項に規定する医療保険各法は、健康保険法、船員保険法、国民健康保険法、国家公務員共済組合法、地方公務員等共済組合法及び私立学校教職員共済法です。

- 二 予防接種法（昭和 23 年法律第 68 号）第 5 条第 1 項の規定に基づき行われる予防接種（以下この号において「定期接種」という。）又はインフルエンザに関する特定感染症予防指針（平成 11 年厚生省告示第 247 号）第 2 の 2 の規定により推進することとされる同法第 2 条第 3 項第 1 号に掲げる疾病に係る予防接種（定期接種を除く。）

- 三 労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）第 66 条第 1 項の規定に基づき行われる健康診断（同条第 5 項ただし書の規定により、労働者が事業者の指定した医師が行う健康診断を受けることを希望しない場合において、他の医師の行う同条第 1 項の規定による健康診断に相当する健康診断を受け、その結果を証明する書面を事業者に提出したときにおける当該健康診断を含む。）、人事院規則 10-4（職員の保健及び安全保持）第 19 条第 1 項の規定に基づき行われる健康診断若しくは同規則第 20 条第 1 項の規定に基づき行われる健康診断（同条第 2 項第 1 号に掲げるものに限る。）（同規則第 22 条第 1 項の規定により、その検査をもって同規則第 19 条又は第 20 条の健康診断における検査に代えることができることとされた医師の検査及び同規則第 22 条第 2 項の規

定により、その検査をもって同規則第 20 条の健康診断に代えることができることとされた同規則第 21 条の 2 第一項に規定する総合健診を含む。) 又は裁判所職員健康安全管理規程 (昭和 52 年最高裁判所規程第 2 号) 第 9 条の規定に基づき行われる健康診断若しくは同規程第 10 条の規定に基づき行われる健康診断 (人事院規則 10-4 第 20 条第 2 項第 1 号に掲げるものに限る。) (同規程第 12 条の規定により、その検査をもって同規程第 9 条又は第 10 条の健康診断における検査に代えることができることとされた医師の検査を含む。)

四 高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和 57 年法律第 80 号) 第 20 条の規定に基づき行われる特定健康診査 (同条ただし書の規定により、加入者が特定健康診査に相当する健康診査を受け、その結果を証明する書面の提出を受けたときにおける当該健康診査及び同法第 26 条第 2 項の規定による特定健康診査に関する記録の送付を受けたときにおける当該特定健康診査を含む。) 又は同法第 24 条の規定に基づき行われる特定保健指導

五 健康増進法第 19 条の 2 の規定に基づき健康増進事業として行われるがん検診